# 防災管理点検報告とは??

#### 【防災管理点検報告の流れ】

点検を 依頼する 防災管理点検報告が必要な建物の管理権原者は、防災管理点検資格者(防災管理点検資格者講習の課程を修了し免状の交付を受けた者)に点検の依頼をします。



## 点検を 実施する

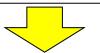
防災管理点検資格者は防災管理上必要な業務等について点検し、 その結果に基づき報告書を作成します。

(主な点検項目)

- 防災管理者が選任されているか
- 防災管理に係る消防計画に定める事項が適切に行われているか

など

• 避難施設や防火戸等が適切に管理されているか



報告書を提出する

管理権原者は点検した結果を所轄消防署長に報告します。(1部提出)

### <郵送による点検結果の報告を行う場合>

- ・郵送による防災管理点検結果報告書も、1部のみの送付で受理します。なお、報告書を受理した旨等の連絡用として、切手を貼り返信先を記入した封筒を同封してください。
- ・封筒の宛先は、点検を実施した建物を管轄する「〇〇消防署予防係」としてください。また、封筒の表には、「防災管理点検結果報告書在中」と明記してください。
- ※窓口受付の点検結果報告書も1部のみで受理します。
- ※審査結果をお知らせします。

## 【表示制度】

防災管理点検の結果、点検基準に適合していると認められた建物は、「防災基準点検済証」を表示することができます。(管理権原が分かれている建物にあっては、全ての部分において点検基準に適合していると認められた場合のみ表示することができます。) この表示により、利用者に対して、建物が消防法令に適合しているという情報を提供することができます。

※防火対象物点検も必要となる建物の場合は、防火対象物点検・防災管理点検の両方の点 検において点検基準に適合していると認められた場合しか表示をすることはできません。 両方の点検において点検基準に適合していると認められた場合は、「防火・防災基準点検済 証」を表示することができます。





詳しくは、建物を管轄している消防署へお問い合わせください。